

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	土浦市・かすみがうら市

土浦市・かすみがうら市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 土浦市産業経済部農林水産課
所 在 地 土浦市大和町 9 番 1 号
電 話 番 号 029-826-1111
F A X 番 号 029-823-9220
メールアドレス nourin@city.tsuchiura.lg.jp

<連絡先>

担 当 部 署 名 かすみがうら市産業経済部農林水産課
所 在 地 かすみがうら市大和田 562 番地
電 話 番 号 029-897-1111
F A X 番 号 029-897-1243
メールアドレス nourinka@city.kasumigaura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カモ、バン、オオバン、カラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	土浦市・かすみがうら市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状				
	品 目	被害数値			
		土 浦 市		かすみがうら市	
		面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
カモ	レンコン	480	39,492	460	37,847
バン、オオバン	レンコン	410	33,733	180	14,810
カラス	日本なし・ 豆類・ バレイショ	40	3,431	115	9,332
ムクドリ	日本なし	39	3,391	5	435
イノシシ	カンショ・レンコン ・水稻・日本なし・ バレイショ・クリ・ カキ	94	4,311	293	7,684
アライグマ	日本なし・ ブドウ	14	1,063	67	5,584
ハクビシン	日本なし・ ブドウ	0	0	40	2,906

(2) 被害の傾向

カモ、バン、オオバンによるレンコンの食害は霞ヶ浦湖岸を中心に夏の生育期を除いて通年発生している。特に4～5月の新芽等の被害によってその後の生育において重大な影響を及ぼしている。

イノシシについては、筑波山麓から霞ヶ浦湖畔まで生息域が広がっており、水稻や果樹、イモ類等の被害が発生している。特にかすみがうら市においては、作付面積が拡大しているかんしょの被害が甚大となっている。

土浦市北部及びかすみがうら市全域を中心に、カラス、ムクドリ、アライグマ、ハクビシンによる果樹への被害が、夏から秋の収穫期にかけて多く発生している。

かすみがうら市ではアライグマ、ハクビシンによる日本なしやブドウ等の果樹への被害が増加傾向であり、被害報告も市内全域に広がっている。

(3) 被害の軽減目標 (鳥類は5%減、獣類は10%減を目標とする)

指 標	鳥 獣 名	土浦市	
		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害面積 (a)	カモ	480	456
	バン、オオバン	410	390
	カラス	40	38
	ムクドリ	39	37
	イノシシ	94	85
	アライグマ	14	13
	ハクビシン	0	0
	計	1,077	1,019
金 額 (千円)	カモ	39,492	37,517
	バン、オオバン	33,733	32,087
	カラス	3,431	3,257
	ムクドリ	3,391	3,217
	イノシシ	4,311	3,326
	アライグマ	1,063	998
	ハクビシン	0	0
	計	85,421	80,402

指 標	鳥 獣 名	かすみがうら市	
		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害面積 (a)	カモ	460	439
	バン、オオバン	180	171
	カラス	115	109
	ムクドリ	5	4
	イノシシ	293	264
	アライグマ	67	60
	ハクビシン	40	36
	計	1,160	1,083
金 額 (千円)	カモ	37,847	36,119
	バン、オオバン	14,810	14,069
	カラス	9,332	8,877
	ムクドリ	435	348
	イノシシ	7,684	6,915
	アライグマ	5,584	5,026
	ハクビシン	2,906	2,616
	計	78,598	73,970

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・対象鳥獣（カモ、バン、オオバン、カラス、ムクドリ、イノシシ）は有害鳥獣捕獲隊を編成し、銃、わなによる捕獲を実施。 ・アライグマによる被害報告を受けて、小型獣用箱わなによる捕獲を実施。 ・捕獲活動強化を図るため、イノシシ捕獲用箱わな及び小型獣用箱わな等の捕獲用設備を年次的に導入。	・有害鳥獣に対する効果的な捕獲方法の検討。 ・捕獲隊員の高齢化が進んでいるため、捕獲従事者の確保、捕獲体制の維持・強化が必要である。 ・特定外来生物であるアライグマの個体数増加への対応。
防護柵の設置等に関する取組	・防鳥ネット（カモ、バン、オオバン、カラス、ムクドリ） ・電気柵、ワイヤーメッシュ柵等（イノシシ、アライグマ）を個別に設置。 ・自衛対策として、鳥獣被害防止柵（電気柵・防護柵等）の設置推進、適正管理指導及び資材購入に係る経費の補助を実施。	・個人における侵入防止柵の設置数は増加しているが、地区単位でみると効果的な対策がされていない箇所が多いため、地域ぐるみでの防護柵設置の推進が必要である。
生息環境管理その他の取組	・専門家による鳥獣被害対策講演会の実施。 ・広報誌等を活用し、地域で取り組む対策を啓発。（寄せつけない環境づくり：藪の刈払い、収穫残渣の適正処理、放任果樹・野菜等の除去、耕作放棄地の解消等）	・鳥獣被害は広範囲での取組みが必要となるので、地域の話し合いと連携が必要となる。 ・鳥獣被害の拡大に対応するため、被害対策についての啓発方法を検討する必要がある。

（５）今後の取組方針

- ①鳥獣被害防止対策に向けて、関係機関との連携・強化を図る。
- ②効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ③狩猟者の高齢化等を考慮して、狩猟免許の取得の促進及び取得費用等の補助を継続し、捕獲従事者の確保・育成を図る。
- ④鳥類の飛来やイノシシの誘引となるレンコン掘取時の未収穫部位や放任果樹・野菜等の適正管理を推進する。
- ⑤近隣市町村とイノシシの有害捕獲についての協力体制を構築する。
- ⑥地域ぐるみによる鳥獣被害防止のための環境づくりの啓発を図る。
- ⑦被害状況等を把握したうえで、各対象鳥獣に対応した防鳥ネット、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵について補助事業等を活用し、農作物への鳥獣被害防止対策（自衛対策）を推進する。
- ⑧野鳥の羅網被害を防止するため防鳥ネットを適正に管理するよう、農家への普及啓発を図る。
- ⑨レンコンの発芽期の鳥類によるついで被害を調査し、対象鳥獣の特定と予防策を検討する。
- ⑩イノシシの有害捕獲活動における被害地域の協力体制を構築する。
（箱わな設置箇所の調整・箱わな見回り補助・異常発生時の連絡等の協力）
- ⑪イノシシ捕獲時における捕獲隊員の箱わな見回り負担軽減を図るため、箱わな遠隔監視機器等のＩＣＴ機器の導入検討を行う。また、レンコン田への鳥類被害対策としてドローン等を用いたレーザー照射・超音波等を活用した鳥類の追い払い技術導入に向けた検討を進める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

- ①銃器及びわなを用いた捕獲を実施するため、猟友会支部会員による捕獲隊をそれぞれの市で編成する。また、その時期を同一として、より捕獲効果を向上させる。
- ②有害鳥獣捕獲隊を補完するため、狩猟免許所持者による「わな」を用いた個人捕獲の実施を図る。
- ③捕獲隊の維持を図るため、狩猟免許新規取得者に向けた支援を行い、狩猟者の確保・育成を図る。
- ④行政区による箱わなの見回り等依頼し、捕獲の効率化と捕獲隊の負担軽減を図るとともに、市・地域・捕獲隊が一体となる「地域におけるイノシシ被害防止対策の取り組み」を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カモ バン オオバン カラス ムクドリ イノシシ アライグマ ハクビシン	・両市の有害鳥獣捕獲隊を中心に、被害地域・JA等の関係機関と連携を図り、捕獲強化を図る。 ・地域・捕獲隊・市が一体となり、持続可能な捕獲体制の構築を図る。 ・被害拡大地域での被害防止を効果的に図るため、地域と話し合いを進め、広域的な防護柵、緩衝帯の整備等を検討する。 ・捕獲活動強化を図るため、イノシシ捕獲用箱わな及び小型獣用箱わな等の捕獲用設備を年次的に導入する。 ・市内に住所を有する農業者等に対し、狩猟免許取得費用を助成することで、捕獲従事者（捕獲の担い手）を確保する。 ・生産部会や担い手農家に対して、獣害対策に関する正しい知識会得のため、猟友会並びに学識経験者による研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣の捕獲は、年度ごとに被害状況、捕獲実績をもとに、適正に実施していく。

【イノシシ】

- ・前計画の捕獲計画頭数と過去の捕獲実績を参考に捕獲計画頭数を設定。
- ・「茨城県イノシシ管理計画」に留意する。

【カモ・バン・オオバン】

- ・前計画の捕獲計画頭数と過去の捕獲実績及びこれまでの被害状況を勘案して捕獲計画頭数を設定。

【カラス・ムクドリ】

- ・前計画の捕獲計画頭数と過去の捕獲実績及びこれまでの被害状況を勘案して捕獲計画頭数を設定。

【アライグマ・ハクビシン】

- ・過去の捕獲実績、農作物被害のほか生活環境への被害を勘案して捕獲計画頭数を設定。
- ・アライグマの捕獲は、「茨城県アライグマ防除実施方針（第3次茨城県アライグマ防除実施計画）」にも留意する。
- ・近年はイノシシ有害捕獲活動時の箱わな等で、アライグマ等の小型獣による誤作動が多発している。イノシシ捕獲を効果的に実施するため、箱わな等の周辺に小型獣用箱わなを設置し、イノシシ有害捕獲に併せてアライグマ等の捕獲を行う。

対象鳥獣	過去の捕獲実績（有害捕獲）					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	土浦市	かすみがうら市	土浦市	かすみがうら市	土浦市	かすみがうら市
カモ	96	85	104	103	120	72
バン、オオバン	171	81	219	43	235	—
カラス	146	585	132	311	126	458
ムクドリ	208	—	223	—	214	—
イノシシ	117	152	134	109	145	133
アライグマ	22	33	46	132	42	124
ハクビシン	—	4	—	72	—	85

対象鳥獣	捕獲計画頭数					
	令和７年度		令和８年度		令和９年度	
	土浦市	かすみがうら市	土浦市	かすみがうら市	土浦市	かすみがうら市
カモ	２００	２００	２００	２００	２００	２００
バン、オオバン	３５０	１５０	３５０	１５０	３５０	１５０
カラス	２５０	８００	２５０	８００	２５０	８００
ムクドリ	３５０	—	３５０	—	３５０	—
イノシシ	２００	２００	２００	２００	２００	２００
アライグマ	１００	２００	１００	２００	１００	２００
ハクビシン	—	１００	—	１００	—	１００

捕獲等の取組内容
対象鳥獣のうち、イノシシは農作業が始まる３月から１２月にかけて、カモ、バン、オオバンは春の種バス植付期と冬の収穫期に、カラス、ムクドリは春から秋の収穫期にかけて、農作物への被害が発生している。また、６月から１０月にかけて、日本なし等の果樹を主としてアライグマ、ハクビシンの被害が発生している。 有害鳥獣の捕獲は、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 【カモ、バン、オオバン】 捕獲手段 銃器による捕獲 捕獲時期 ４月～６月 捕獲場所 土浦市今泉、栗野、常名、上坂田、下坂田、虫掛、木田余、手野、田村、沖宿及びかすみがうら市霞ヶ浦地区全域 【カラス、ムクドリ】 捕獲手段 銃器による捕獲 捕獲時期 ４月～１０月 捕獲場所 土浦市新治地区全域、かすみがうら市全域(カラスのみ) 【イノシシ】 茨城県イノシシ管理計画に準じて加害個体の捕獲を実施する。 捕獲手段 わな・銃器による捕獲 捕獲時期 通年

捕獲場所	土浦市全域、かすみがうら市全域
【アライグマ】	
捕獲手段	小型獣用箱わなによる捕獲
捕獲時期	通年
捕獲場所	土浦市全域、かすみがうら市全域
【ハクビシン】	
捕獲手段	小型獣用箱わなによる捕獲
捕獲時期	通年
捕獲場所	かすみがうら市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
年間を通してイノシシの捕獲を実施しており、主に狩猟期中の2月頃に実施する山間部の鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲の際にライフル銃を使用する。 ライフル銃は岩山部等で、人が近寄れず、散弾銃の殺傷距離では止め刺しができない区域（バックストップ有）に限り使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
両市内全域	「カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン」を含む鳥獣22種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特定に関する条例により権限委譲済み。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	年度	整備内容
カモ バン オオバン カラス ムクドリ	令和7年度 ～ 令和9年度	・防鳥ネットについて、被害状況等を把握した上で、整備する。
イノシシ	令和7年度 ～ 令和9年度	・電気柵・ワイヤーメッシュ柵等について、被害状況等を把握した上で、整備する。

アライグマ ハクビシン	令和7年度 ～ 令和9年度	・電気柵・被害防止ネット等について、被害状況を把握した上で、整備する。
----------------	---------------------	-------------------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カモ バン オオバン カラス ムクドリ	・県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	・県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	・県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。
イノシシ アライグマ ハクビシン	・侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。 ・花火による追払いを案内する。	・侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。 ・花火による追払いを案内する。	・侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。 ・花火による追払いを案内する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

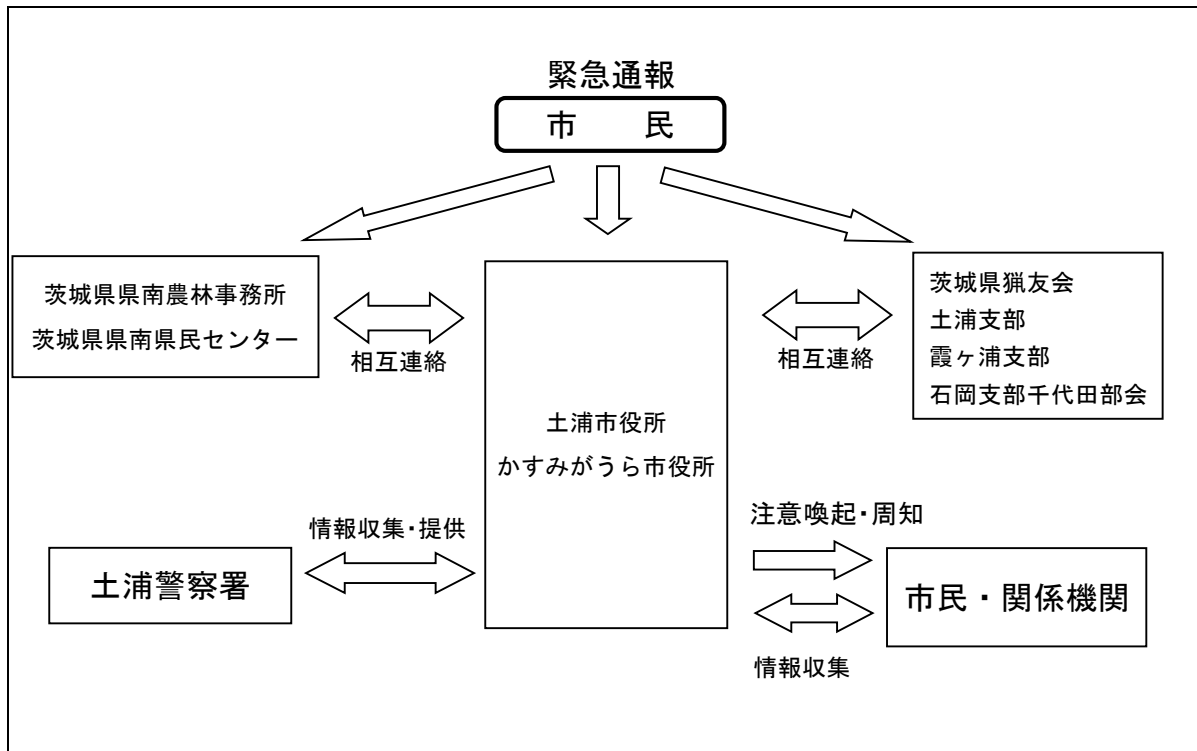
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カモ バン オオバン カラス ムクドリ イノシシ アライグマ ハクビシン	・被害発生行政区などに、被害防止の講習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲以外の被害防止対策について一層の推進を図る。 ・地域で鳥獣を寄せつけない対策を検討していく。 (緩衝帯の設置・地区周辺の藪の刈払い等) ・収穫残渣の処理、放任果樹撤去、耕作放棄地の解消。 ・野鳥の羅網被害を防止するため防鳥ネットを適正に管理するよう、農家への普及啓発を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
土浦市役所 かすみがうら市役所	防災無線、広報車により市民へ注意喚起をするとともに、県及び警察署、捕獲隊と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携し対応に当たるとともに本庁への連絡報告
茨城県県南県民センター	市と連携し対応に当たるとともに本庁への連絡報告
茨城県猟友会 土浦支部 霞ヶ浦支部 石岡支部千代田部会	市と連携し対応に当たる。
土浦警察署	通報等に基づく対応（現地調査・パトロール等）

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ周知するとともに血抜き等の加工技術の向上研修を検討する。
ペットフード	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ周知するとともに血抜き等の加工技術の向上研修を検討する。
皮革	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ周知するとともに加工技術の向上研修を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	現状利用なし。 需要見込みがあるようであれば、捕獲従事者へ周知するとともに加工技術の向上研修を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

現在の取組はなし。需要見込みがあるようであれば、処理加工施設の取組等を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在の取組はなし。捕獲した鳥獣の有効活用の需要見込みがあるようであれば、人材育成の取組を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	土浦市・かすみがうら市農作物被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
土浦市農林水産課 かすみがうら市農林水産課	事務局担当と協議会に関する連絡調整 事務総括
J A 水郷つくば	事務局担当と協議会に関する連絡調整 事業総括
土浦市環境保全課 かすみがうら市環境保全課	事務局担当と協議会に関する連絡調整

茨城県県南農林事務所 企画調整部門・経営普及部門	協議会への防除技術指導、被害調査連携
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
いばらき広域農業共済組合	被害情報収集・情報提供
J A 水郷つくば蓮根本部会	協議会参加・情報提供、被害対策
土浦市園芸組合沖宿蓮根支部	協議会参加・情報提供、被害対策
J A 水郷つくば新治梨部会・千代田梨部会	協議会参加・情報提供、被害対策
J A 水郷つくば稲作部会	協議会参加・情報提供、被害対策
茨城県鳥獣保護管理員	協議会参加・情報提供
茨城県猟友会 土浦支部 霞ヶ浦支部・石岡支部千代田部会	協議会参加・情報提供、捕獲
被害地域地区長代表	被害対策実施者・協議会参加・被害情報収集、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際に入林協議をする。
土浦警察署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知をする。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の増大・広域化等の状況を踏まえ検討し、隊編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

2市共同での鳥獣被害防止計画をより適正に実行するため、連絡調整及び情報共有を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接市との被害防止関係の情報共有を図り、連携を密に図る。
